平成２７年（フ）第９６４号
埼玉県北足立郡伊奈町寿２丁目294番地　セジュール寿Ⅰ―205
債務者　澤村　恵子（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
埼玉県川越市大字砂776番地２（パールガーデン川越Ａ―201号室）、前住所埼玉県川越市大字砂233番地９
債務者　片田裕美子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６７号
埼玉県坂戸市浅羽野２丁目１番地17
債務者　木村　良子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９４号
埼玉県川越市大塚２丁目38番地７　（ルネスロワイヤルヒルズ201号室）
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９９号
埼玉県川越市大字砂新田85番地20（ラフィネＹ新河岸202号室）
債務者　藤森　暢子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４２９号
埼玉県入間市高倉１丁目９番20号　高倉マンション302
債務者　宮寺志津子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３２号
埼玉県川越市神明町49番地１（川越神明町団地１号棟503号室）
債務者　下村バージィこと　シモムラ　バージィ　エグイア
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３６号
埼玉県所沢市美原町３丁目2944番地の２　ワイズユウラク新所沢401、前住所埼玉県所沢市緑町２丁目22番９―110号　アパガーデン新所沢緑町
債務者　内藤　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４７号
埼玉県富士見市山室２丁目25番12号
債務者　片平めぐみ（旧姓井ノ川）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９４号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪963番地17
債務者　天野　秀治
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１９８号
埼玉県東松山市松葉町４丁目１番22号　アートパレス東松山№８　105号
債務者　新井　儀晴
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２００号
埼玉県熊谷市三本1529番地２
債務者　太田　理恵（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野490番地４　県営赤平団地１―307号
債務者　栗原　弘之
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
千葉県四街道市下志津新田2514番地21（ライフダイワ下志津西202）
債務者　藤野　　健
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１９２号
千葉県佐倉市上座497番地２　中村荘202
債務者　石井　高明
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１９５号
千葉県八街市八街い165番地37　３棟
債務者　綿貫　幹夫
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２００号
千葉県佐倉市城271番地127
債務者　金親グロリア　デロス　レエスこと　ＫＡＮＥＯＹＡ　ＧＬＯＲＩＡ　ＤＥＬＯＳ　ＲＥＹＥＳ
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで千葉地方裁判所佐倉支部